

官民競争入札等監理委員会  
第301回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第301回官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：令和5年10月12日（木）10:00～10:51

場 所：永田町合同庁舎1階・第1共用会議室

1. 開 会

2. 実施要項（案）について

○原子力規制庁／環境放射線データベース等に係るシステム更改及び運用・管理業務

3. 報告について

○国土交通省／空港消防等請負業務

4. 「令和5年度事業選定方針及びプロセスについて（案）」について

5. 閉 会

<出席者>

（委 員）

浅羽委員長、古笛委員長代理、石川委員、石田委員、小尾委員、関野委員、辻委員、  
中川委員、野口委員、古尾谷委員、前田委員

（事務局）

後藤事務局長、大上参事官、平井企画官

○浅羽委員長 皆さん、どうもおはようございます。定刻となりましたので、第301回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきます。

まず初めに、7月4日付で後藤事務局長が御着任されました。また、9月25日付で大上参事官が、7月1日付で平井企画官が着任しておりますので、順次、御挨拶をお願いいたします。

○後藤事務局長 皆様、おはようございます。7月4日付で岡本事務局長の後任として着任しました後藤と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

○大上参事官 おはようございます。先ほど御紹介いただきましたように、9月25日付で、黛参事官の後任で着任いたしました大上と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

○平井企画官 おはようございます。7月1日付で飯村企画官の後任として着任いたしました平井でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○浅羽委員長 どうもありがとうございました。

それでは、本日は議事次第のとおり、2から4について御議論いただきます。

まず初めに、議事次第2の実施要項（案）につきまして、御審議をいただきたいと思えます。

実施要項（案）については、事業主体からの説明に基づき、入札監理小委員会で審議を行いました。小委員会Bの1件、原子力規制庁／環境放射線データベース等に係るシステム更改及び運用・管理業務につきまして、主査の関野委員より御説明をお願いしたいと思います。関野委員、どうぞよろしくをお願いいたします。

○関野委員 それでは、原子力規制庁の環境放射線データベース等に係るシステム更改及び運用・管理業務につきまして、小委員会で審議いたしましたので、報告いたします。

資料1-1に沿って御説明いたしますが、資料A-1も御覧ください。さらに実施要項の41／429ページにつきましても御説明したいと思います。

では、資料1-1の事業の概要でございます。

本業務は、全国における原子力関係施設からの放射線の影響の有無を把握することを目的として、様々な放射線監視結果、測定結果のデータ収集を行い、これを適切にデータベース化するとともに、当該データベースにつきまして、検索機能等を設けたウェブサイトを通して公開し、放射線データ等に関心を持つ研究者や広く国民に対して放射線データを提供するというものであります。

また、効率的・効果的にデータの収集及び公開を行えるよう、当該データベースのシステムの見直しを行うとともに、ウェブサイトの公開方法は現行の掲載情報を網羅しつつも、利用者の関心やデータ利用目的を踏まえたサイト構成となるよう新たに設計するというものでございます。

資料A-1を御覧ください。今、御説明しましたとおり、概要につきましては、データを収集して、データベース化して、ウェブで公開するということですが、現在、①と書い

てあって、左側の現行システムというところがございます。モニタリングポストデータオンライン収集システムが一つ、環境放射線データベース管理システムが2つ目で、最後に公開用システムという3つのシステムがあると。この3つのシステムを今回、統合して、新しく設計・構築し直すというものです。

現行システムの3つがあると説明しましたが、それに若干問題があるということで、実施要項（案）の41ページに、その調達の背景ということで記載されております。41ページも御覧ください。調達の背景の真ん中あたりです。

これらの現在の3つのシステムは、それぞれ構築期間が異なっており、また、これまで更新時期が重なることもなかったため、それぞれが独立したシステムとして構成され、必ずしも効率的・合理的に連携できていない可能性があるということです。また、公開用システムにつきましては、例えば、一般向けとしては専門的事項へのガイダンスが充実しておらず、研究者と専門家に対しては、帳票出力できるデータの検索・抽出に係る柔軟性が十分でないなど、十分に利用者目線に立ったサイト構成となっているとは言い難いと。さらに管理システムにつきましても、収集する測定結果の媒体等により入力作業が必要となる面も多く、それが手間とミスのもととなっている可能性があり、作業の効率化・合理化にさらなる検討の余地があるということでございまして、3つのシステムがありますが、連携が取れていないということでございます。

また資料A-1に戻っていただいて、今度は右側の新しいシステムでございまして、真ん中のところですが、点線で囲ってございまして、新システムへのデータ登録という面につきましても、例えば、③番、表記方法、単位等の統一化をし、必要情報の高度化を図る。④につきましては、データを横断的に検索可能な形に再編成したいということです。

さらに、米印にございまして、モニタリングポストによる空間放射線量率は自動でデータ登録できる。これが現在は手作業ですが、これを自動で登録したいということでございます。

さらに③番です。下のほうにあります、学識経験者による委員会の実施もしたいということで、一番下にありますが、委員会の審議用資料の作成及び委員会の運営などの事務局も行っていただきたいということです。

新システムの設計、構築をして、ウェブサイトで効率的に公開したいということでございます。

資料1-1に戻っていただきまして、事業期間でございまして、令和6年4月から令和12年3月の72か月間で、市場化テストは1期目でございます。

事業の目的は先ほど説明したとおりです。

選定の経緯でございまして、1者応札が継続しているということで、令和2年の閣議決定で別表に定めたということでございます。

裏面に、2枚目にまいりまして、市場化テストの実施に際して行った取組ということでございます。6項目ほどございまして、まずは新規参入を容易とするために、現行業者が

精通している現行システムを廃止して、新たにシステムを設計・構築するということとしました。次に、引継ぎでございますが、引継ぎを業務として明確化いたしまして、費用負担先を明記いたしました。さらに3つ目ですが、学識経験者による委員会を実施いたしますが、過去に開催されました委員会の委員及び議題、議事の内容を別途閲覧可能としました。4つ目ですが、入札説明会の実施ということで、過去はしていなかったんですが、入札説明会を実施し、公開内容を広く周知することとしました。5つ目としまして、入札参加が期待できる業者の個別の掘り出しを行って、本事業について説明を行うことといたしました。最後に提案検討期間の見直しということで、公告から提案書提出までの期間を約1か月延長いたしました。従来3週間であったものを7週間としたということです。

3番目、実施要項（案）の審議結果についてですが、論点が3つございました。1つ目は、タイトル、事業名でございますが、従来は「環境放射線データベース等に係る運用・管理業務」というタイトルだったんですが、それを「システム更改及び運用・管理業務」ということで、システム更改を入れていただいたということで、実施要項（案）もかなり直していただいております。

論点の2つ目ですが、システムの検討を行うに十分な公募期間を確保するべきだろうということで、検討期間を、実施要項（案）の10ページでございますが、スケジュールを若干後ろに倒したということです。例えば、提案書の提出期限は2月中旬を下旬に、プレゼンにつきましては、2月下旬から3月上旬に、提案書の審査につきましては3月上旬を中旬に、それぞれ後ろに倒したということになります。

論点の3つ目でございますが、新規事業者が仕様書を読むことで、原子力規制庁の期待することが分かるように、さらに詳しい記載内容とすべきではないかということでございまして、実施要項（案）の41ページから42ページにかけまして、調達の背景とか、目的及び期待する効果について、当初はあまり記載されていなかったものを詳しく記載していただいたということです。

最後に意見招請でございますが、8月21日から9月4日までパブコメを行いまして、7者から28件の意見が寄せられまして、誤記等の修正を行ったということになります。

説明は以上でございます。

○浅羽委員長 関野委員、どうもありがとうございました。

それでは、ただいま説明がありました内容につきまして、御意見、御質問のある委員は御発言をお願いいたします。

それでは、辻委員、お願いいたします。

○辻委員 辻でございます。

御説明、どうもありがとうございました。

まず、念のためのお伺いですが、本件は、まずシステムを開発して、そして運用するという、この2本柱という理解で、まずよろしいでしょうか。

○関野委員 はい、結構です。

○辻委員 システム開発ですと、いわゆるベンダーロックインの問題とかがあると思えますけれども、そのあたり、つまり今回受託なさった業者にシステムをつくっていただいて、そして、来期以降、また競争入札した場合、従前でシステムを設計してつくった、そのベンダーさんだけが次期以降も入札なさる傾向になってしまう可能性をちょっと懸念しております、そのあたり、ベンダーロックインに関する問題については、どのような御対応を考えていらっしゃいますでしょうか。

○事務局 事務局のほうから回答させていただきます。

本事業は、最初の年にシステムを開発しまして、後ろの5年間運用するという内容になっていますけれども、システムというのは大体5年程度のところで陳腐化するというのがありますので、今回6年間やった後に、恐らくまたシステム更改をするというようなやり方で続けていくという想定になっていると考えております。

以上です。

○辻委員 よく分かりました。ありがとうございました。

○浅羽委員長 ほかにはいかがでしょうか。

古尾谷委員、お願いいたします。

○古尾谷委員 古尾谷です。確認したいことが1つ。

まず、今の東電の関係で、処理水の放水を海洋にやっていますね。あれのモニタリングをやっていますね。このデータシステムは原子力規制庁ですので所管が違うと思えますけれども、このシステムの中には含まれないと考えてよろしいですね。

それから、私どもは自治体として原子力関係で、横須賀の基地の中に原子力潜水艦、原子力空母がいるので、あそこもモニタリングポストを設置して常時監視をしているんですね。あと横須賀港でも同じです。これらは、このシステムの中に含まれているのか。本来、含まれるべきだと思うんですけれども、含まれているかないかだけで、そこに対する意見ではありませんので、含まれていないということであれば含まれていないということで結構だと。

それから、たまたま今、全銀協のシステムが大混乱を起こしていて、私どももシステム設計のときに非常に経験があるんですけど、例えば、会計システム。新しいシステムに古いシステムを切り替えるときに、大変残念ですけど、必ず問題が生じます。そのときに、問題が生じるのは仕方ない面もありますので、それはよろしいんですけど、ベンダーとの協議で、きちっとやっていけばいいんですけど、ランニングについては、設計して終わって、その後、短い期間のランニングですと、その6か月後ぐらいに生じることが多々あるんですね。一度止めなきゃならないとか。

だから、この入札の規定の中に、そうした不具合が生じた場合のランニング等については、確認等については、記載があるのか。

要するに、3つのシステムを統合して効率化させるというお考えは非常によろしいかと思うんですけれども、3つであるがゆえに、1つに統合するときには、特に新規事業者の

参入を促すという官民の市場化テストの目的に沿うようにやるということになる一方で、やはり日本分析センターは、これまで長年やってきて、それぞれのシステムの状況については熟知なさっているわけですから、そこら辺の引継ぎと、きちっとした情報公開がない限り、新しいシステムを構築するところは大きなベンダーでも、なかなか特殊性がある中では厳しいのかなと思ひまして、その点だけは、明記されているのかどうか確認したいと思ひます。

以上です。

○事務局 事務局から回答させていただきます。

実際に、どこのデータを使っているかというのは、具体的に細かく規定しているわけではありませんので、受託した業者が、いろいろな資料を集めてきて、その中で規制庁のほうと相談をしながら、これを載せましょう、これを選択しましょうというのを行うというような書き方になっています。したがって、具体的にそれが入っているかどうかは、事務局は、今、把握しておりません。

あと、システムの不具合のほうの話ですけれども、基本的にシステムですから、どこかでつくった後に、動きがおかしい、もしくは故障しているところがあれば、つくったところの保守という形で、当然、修正はされるということになっていると思ひます。

実際は、瑕疵といいますか、その規定が、この中に書いてあるはずなんですが、今、見つけられておりませんので、ここというふうには示せないのですが、システム開発のところの契約には通常入っていると思ひますので、そこは大丈夫かなと思ひます。

以上でございます。

○浅羽委員長 引継ぎについて、もう少し説明をいただきたいと思ひます。

○事務局 引継ぎにつきましては、5/429の「(3)本業務の引継ぎ」というところに書いてありますが、この最初のほうに、「当庁は」で始まっている文章で、「当該引継が円滑に実施されるよう、当庁から別途調達予定の現行の受託者、及び本業務の受託者、すなわち新しい受託者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する」ことが書かれていますので、引継ぎについて、内容がきちんと業務に差し支えないように引き継がれているんだということは規制庁が確認するというようになっております。

以上となります。

○浅羽委員長 古尾谷委員、よろしいですか。

○古尾谷委員 結構です。

○浅羽委員長 ほかには御意見、御質問等ございませんでしょうか。

中川委員、お願いいたします。

○中川委員 ありがとうございます。

本システムの構築に当たって、現行システムを廃止し、新規にシステムを設計・構築というふうに御説明いただいておりますが、現行システムは完全に全て廃止してしまって、新しいシステムを構築するというのでしょうか。

○事務局 事務局から回答いたします。

特に完全廃止すると書いているわけではないのですけれども、基本的に新しく設計をしてくださいということになっていますので、多分ないと思いますが、新しい設計の中に古いところのこの部分はいいので使いますみたいなのはあっても構わないと思います。それはそういう提案になって、その提案内容を規制庁側が審査をして、一番いいと思われた提案をした業者につくってもらうというようなプロセスになると考えています。

以上です。

○中川委員 ありがとうございます。

どうしても現行システムの一部利用があったりですとか、そこを使用しないと新システムの構築ができないということになってきますと、現行の事業者が非常に有利なお立場になったりですとか、あとコスト面でも有利な御提案になってくる可能性が出てくると思います。

先ほど辻委員が御指摘されたベンダーロックインは5年後のお話でしたけれども、現行システムから新規システムへの移行にも、同じような、いわゆるパーシャルなベンダーロックインということも考えられますので、その点も御評価の際に御考慮いただければなと思いました。ありがとうございます。

○事務局 どうもありがとうございます。

○浅羽委員長 ほかにはいかがでしょうか。

それでは、よろしいでしょうか。

それでは、これまでとさせていただきます。

公共サービス改革法第14条第5項の規定により、付議されました実施要項（案）につきましては、監理委員会として異存はないということにいたします。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議事次第3の報告について御審議をいただきたいと思います。

小委員会Bの案件、国土交通省／空港消防等請負業務について、事務局より説明いたします。御説明、どうぞよろしくお願いいたします。

○平井企画官 企画官の平井でございます。平井から御説明をさしあげます。よろしくお願いいたします。

今回の報告を一言で申し上げますと、タイトルにもございますように、東京国際空港他1空港の消防等業務の事業開始時期につきまして、現在2期目実施中でございますが、第3期目の事業開始の時期を9か月前倒しさせていただきたい。そのために、もともとは来年の11月、12月に予定をされていた第3期の実施要項の審議を前倒しして、今年の11月、12月に前倒しで御審議をいただきたいというものでございます。

事業の概要でございますけれども、資料2を御覧いただけますでしょうか。1のところに概要とございますけれども、国土交通省東京航空局では、東京国際空港、羽田空港ですね、この羽田空港と新潟空港及びそれらの周辺において、空港消防等業務を事業者へ委託



をしているということでございます。この空港消防等業務でございますけれども、資料B-1のポンチ絵を御覧いただけますでしょうか。ポンチ絵の上のほうの箱に空港消防等業務とございまして、空港消防等業務は、ICAO、つまり国際民間航空機関、国連の専門機関の一つでございますけれども、これの基準に基づいた空港及びその周辺に特化した消火救難活動、救急医療活動ということでございます。

この箱の下に、その業務が少しブレイクダウンをして、写真も含めて記載してございます。

資料2のほうに戻っていただいて、市場化テストの実施状況でございますけれども、冒頭にちょっと言及いたしましたとおり、この事業は従前の調達において、1者応札が続いたため、競争性に課題があるとして、平成31年度から市場化テストを開始して、現在は2期目、令和4年4月から令和7年3月を実施しているところでございます。

2のところで、そもそも、なぜ事業開始時期を前倒しする必要があるのかということについて記載されています。

大きく2つの理由があるということでございまして、まず(1)でございますけれども、国土交通省東京航空局で、第2期、今期の事業の入札前に、民間の事業者に対する業務説明会をした際にアンケートを実施したところ、実施開始までに必要となる職員の育成が困難であるという回答が返ってきたと。国土交通省のほうから、では、どうすればよいのかとの問いかけをしたところ、契約期間内に職員を育成できる仕様内容にはできないでしょうかというような回答が返ってきたということでございます。これが理由の1つ目。

理由の2つ目として、(2)東京国際空港、羽田空港でございますけれども、ここの消火救難体制の強化ということがあるとのことでございます。令和7年度から化学消防車、これを順次、段階的に増加させることによって、消火救難体制を強化するということによりまして、この資料2の下の方の箱に書いてございますとおり、現在は4台、その運転等のオペレーターが8ポストでございますけれども、これを令和9年の4月までに4台増やして8台とする。それから、このオペレーター等については、化学消防車1台につき2名必要ということでございますので、8ポスト、8人を追加して、令和9年の4月には16ポストとしたいと。これを段階的に行って、救護体制、消火体制を強化していくという計画があると。以上のことから、参入障壁の改善策の一つとして、先ほどのアンケート等の声に応えるため、それからこの化学消防車の増強計画に応えるため、請負事業者が必要な要員を準備して育成する期間を設けるために、契約期間を9か月前倒しして、令和6年度、大体7月ぐらいをめどに事業を開始したいと。令和6年度については、ここにも書いてございますように、準備期間でありまして、実質的な業務を行わないということから歳出額をゼロとし、いわゆるゼロ国債とするということでございます。

前倒しに係るスケジュール等でございますけれども、資料2の裏面に、真ん中より上の箱が当初の予定のもの、真ん中より下のほうが、御承諾をいただけるのであれば、こういうふうなスケジュールになるという変更後の予定の線表でございます。

複数年度の事業につきましては、事業期間が半分過ぎたタイミングで評価を御審議いただくことが通常でございますので、本件については、令和6年の5月に第2期の評価を御審議いただくこととしております。

御説明しましたように、上記の契約締結を9か月前倒しするために、来年、令和6年の10月から12月に予定されていたパブコメ、それから実施要項（案）の審議、これを1年前倒して、今年の10月から12月に行うこととすることを御了承いただきたいということでございます。これによって、本年の12月に入札公告、公告期間3か月間を設けて、明けて来年3月に開札をいたしまして、令和6年7月めどで3期目の事業の契約を開始したいということでございます。

そうしますと現在履行中の第2期事業の評価の前に、第3期の市場化テストを実施することになりますが、本事業については、第2期の契約状況についてみますと、1者応札であり、かつ第1期の契約の相手方と同一事業者であるということから、引き続き競争性の改善が必要な状況のため、評価は継続が見込まれるところでございます。

最後になりましたけれども、本件につきまして、去る9月29日に開催されました入札監理小委員会Bにて御審議いただき、事業開始時期を9か月前倒しすること、そのために実施要項の審議を本年に前倒しして御審議いただくことについては特段の御異論、コメントはございませんでした。

私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

○浅羽委員長 どうもありがとうございました。

ただいま説明がありました内容につきまして、御意見、御質問のある委員は、御発言をお願いいたします。

前田委員、お願いいたします。

○前田委員 御説明ありがとうございました。こういう方向性は私も異存はないのですが、1つ質問ですが、これまで市場化テストが始まって、1者応札というか、説明会参加も1者ということで、かなり特殊性の強い業務のような感じもするわけですが、今回、いろんなどころに民間にアンケート取られたということで、改善要望が来たということは、今後はこういうアンケート先から、もしかしたら応札があるかもしれないという感触のようなものはあるのかどうかということについて、お願いいたします。

○平井企画官 実施省庁のほうから、アンケート先に感触を直接聞いているかどうかについては、我々事務局は確認しておりませんが、今、委員にいただいたように、いろいろなアンケートの声の反映をして改善をしていくということで、そのアンケートに答えてくださった事業者から、前向きな対応が見込まれるというか、大いに我々としても期待したいと思っているところでございます。ありがとうございます。

○浅羽委員長 辻委員、お願いいたします。

○辻委員 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

私もこの9か月前倒しについては全く異議はございませんが、1点だけ質問をさせてく

くださいませ。

私が、もしこの新規参入業者だった場合に、ちょっと気になることがございまして、これ9か月前倒しにさせていただいたとして、そして、空港消防という化学消防車ですか。非常に特殊な機材を使う、そして、航空機の火災という極めて特殊な環境に適応するための訓練を、自前ではなかなかできないのかなと思ってまして、そうすると9か月前倒しにした上で、新規参入業者は、どこでどういう訓練をすることができるのでしょうか。例えば、入札で落とした空港で、そこに置いてある機材を借りたりとか、そういうことが予定されているのでございましょうか。

○平井企画官 国土交通省東京航空局から聞いておりますのは、この9か月のうち、空港保安防災教育訓練センターというのが長崎空港に隣接してある、通称EATC（エアテック）というらしいんですけども、ここで認定証を取得する研修期間として6か月間、それに引き続いて、現地ですから羽田空港であったり新潟空港だと思えるんですけども、ここで引継ぎであるとか現地訓練を3か月すると。そういう意味で9か月の前倒しが必要と聞いております。

以上でございます。

○辻委員 分かりました。ですと、一旦は長崎ですか、そこで認定証、何か試験に合格したりとか、そういうことが必要とお見受けいたしますけれども、そのあたり、ぜひ、長崎で、こういうコストがかかったとかというのを分かりやすく実施要項に書いていただければと思いました。

以上でございます。

○浅羽委員長 古尾谷委員、お願いいたします。

○古尾谷委員 古尾谷です。

先ほど前田委員がおっしゃっていたところのアンケートのことなんですけど、入札に参加しなかった2者の形態がどういうところなのか、お聞きしたいです。

というのは、航空保安協会というのは、運輸省時代から、たしか航空局が第三セクターとして育成して、あのときは公物の管理等は全て国かその外郭団体しかできない時代でしたから、それが大きく変わって官民が入る、公共サービスに民間が入ることになったのですが、そもそもそういう形で消防業務という特定の分野で育成してきて、その分野に競争性があるのかどうか、民間にそういう会社があるとはとても思えないし、単純に、例えば、派遣会社が人材集めますから訓練させてくださいで、そのまま移行できるような技術的ノウハウは、極めて国民的目線からすれば不安をいただくようなことになってしまいますので、保安協会は非常にいろいろな分野でやっているところなので、何かそことの対立構造ではなくて、そこが順当に他業種の方々も一緒にやれるようなシステムを構築しないと、そもそも競争性から、結果的には1者入札を排除するというを言っても、結局は1者になってしまうということに。我々の目線は、どういう結論であれ、1者であれ、複数者であれ、きちっとした質が管理されて、業務がきちっとやれていただけれ

ば国民としてはありがたいわけですから、その点がちょっと分からないですね。

ですから、先ほど参入可能ということで、受注可能であると回答している2者がどういう会社なのか。どういう成果、例えば、派遣会社だとか、あるいは消防関係の、危険物の関係の団体だとかで、そういうことなら、これから競争性は出てくるんだ、ということはあるんですけど、一般的な何か人材を集めれば何かできるような感じだと、それは競争性とは言わないのではないかという感じがいたします。

以上です。

○平井企画官 御質問ありがとうございます。

今、委員の御下問されました、アンケートは返したけれども、入札しなかったところはどこかということについては、事務局は承知しておらないのでございますが、国土交通省に、この業務に応じてくれるところについて、どういった業態が考えられるのかを確認しましたところ、1つとしては、例えば、警備会社などを想定しているとのことでしたが、その警備会社からも、現在の警備業務で手一杯なので、なかなか人員確保が困難であるという答えもあったということでございます。

○古尾谷委員 では、2者とも警備会社ということによろしいですか。

○事務局 佐藤から回答させていただきます。

今、企画官からお話があったとおり、想定しているところは警備会社です。この案件につきましても、委員から御指摘があったとおり、現在は保安協会が担っていますけど、地方が管理している空港では、大手の警備会社が受注しているところがありますので、多分、アンケートでは、そういうところに国土交通省で確認した上で、可能性があるのではないかと考えていると思います。この辺りも含めて、実施要項、審議いただく際には確認した上で進めていきます。

以上です。

○古尾谷委員 分かりました。

○浅羽委員長 前田委員、どうぞ。

○前田委員 1点だけ、質問といいますか、意見なんですけど。1年目の歳出額はゼロということですが、お聞きしていると、やはり訓練等々必要なもので、実質的にはコストがかかると思いますけれども、それが実際の業務のところにも全部含まれて入札・応札されるのでいいんだという考え方もあるかもしれませんけれども、何かここも手当てしてあげたほうが入札・応札につながるのかなという気もしないではないのですけれど。

○事務局 佐藤のほうから回答させていただきます。委員がおっしゃるとおり、この1件だけ見ると、確かに研修費用が新規参入業者の方に負担がかかるのではないかと目線はおっしゃるとおりですけれども、今、受注している保安協会にしても、この研修費用というものを国としては負担してきていないということですので、長い目で見ると、今回、新規参入を促すために、研修費用を負担しますよ。でも、今までやっているところは自前でしたよということに対する差ができるという考え方もあると聞いてまして、小委員会

でも同じような御意見をいただいたのですが、国土交通省からの回答としては、研修費用、研修期間についての費用は基本的には受注者の方に負担していただくというスタンスという回答でした。

以上になります。

○前田委員 ありがとうございます。

○浅羽委員長 ほかにはいかがでしょうか。

それでは、これまでとさせていただきます。

御報告いただきました小委Bの案件につきましては、監理委員会として異存はないということにいたします。

なお、実際の業務が始まる際には、いろいろと委員からありました御指摘等を踏まえて、改めて慎重な審議をどうぞよろしくお願いいたします。お手数をおかけしますが、小委Bの委員の方々、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議事次第4の「令和5年度事業選定方針及びプロセスについて（案）」につきまして、事務局より御説明をお願いしたいと思います。

○大上参事官 それでは、資料3の令和5年度事業選定方針及びプロセスについて、を御参照いただければと思います。

こちらは次の市場化テストの対象となる事業の選定に向けた本年度の方針（案）でございまして、先日、10月2日の公共サービス改革小委員会におきまして御了解をいただきました案となります。

概要を簡単に御説明させていただきたいと思います。

選定における基本的な考え方についてですけれども、1ページ目の2の令和5年度事業選定における基本的な考え方の2段落目と3段落目のところですが、昨年度に引き続きまして、競争性などに課題がある事業について、国の行政機関等に改善を要請するとともに、市場化テストの導入を促すこと、また、各府省等に対しまして、自らが実施する事業について、法に基づく入札の対象となる公共サービスの選定作業の依頼を行うこととしたいと考えております。その上で、これらにより洗い出した事業から、今、政府として推進しているデジタル化の観点も踏まえて選定作業を行いたいと考えております。

次に、事業選定の方針、考え方につきまして、2ページ目の4の事業選定の方針を御覧いただければと思います。

(1) につきましては、本年7月に閣議決定しました基本方針に記載されている事業選定の方針になります。こちらに記載されているように、例えば、2回以上、同一の事業者が受託しているなど、競争性の改善が見られない事業ですとか、事業委託の範囲の見直しや入札参加要件の緩和などによって経費の削減や新規参入が見込まれる事業などを選定して参りたいと考えております。

下の方の(2)につきましては、これまで委員会における御指摘などを整理させていただきまして、主な事業分野ごとの選定の際の観点をお示ししたのになっております。例

えば、(ア)の行政情報ネットワークシステム関連におきましては、契約の複数年度化や専門性の高い分野の分割・除外、資格・実施要件や常駐要件の緩和などによって、新たな民間事業者の参入や質の維持向上、経費の削減が見込まれる公共サービスを中心に選定を行うことなどを記載しておりまして、3ページ目の(オ)の公物管理関連業務まで、今年度も引き続きとなりますけれども、それぞれの業務内容により選定を行いたいと考えております。

引き続き、4ページ目を御覧いただければと思います。具体的な選定プロセスについて記載しております。

Iとしまして、現在、改善要請をしている37事業のフォローアップの実施、IIとしまして、先ほど御説明いたしました競争性に課題があると見受けられる新たな対象事業候補の抽出、IIIとしまして、民間提案としまして、9月27日に統計調査や施設管理など、業務に関連する民間事業者に対しまして、法に基づく入札の対象とすべき業務などに関する意見募集の御案内をしております。こちらにつきましては、同時に総務省のホームページにおきましても、パブリックコメントを、今、実施しているところでございます。

今後の事業選定プロセスの流れにつきまして、最後の5ページ目の別図を御覧いただければと思います。本日、御審議いただいております方針(案)が御了解いただけました後に、御了解いただきました方針に基づきまして、各府省と調整を行いまして、12月の委員会におきまして、対象事業について御審議をいただけるよう進めて参りたいと考えております。

御説明は以上になります。御審議よろしくお願いたします。

○浅羽委員長 どうもありがとうございました。

ただいま説明がありました内容につきまして、御意見、御質問のある委員は御発言をお願いいたします。

○小尾委員 小尾ですけど、よろしいですか。

○浅羽委員長 はい。小尾委員、お願いたします。

○小尾委員 ありがとうございます。

全体的に、特に問題はないのですが、2ページ目の重要分野ごとというところで、(ア)行政情報ネットワークシステム関連業務と書いてあるのですが、これは、これまでもずっとこの書きぶりだったのでしょうか。ネットワークシステムとなっていると、情報システムそのものというよりは、どちらかというネットワークに付随するようなシステムと取れるのですが、今、小委で扱っている内容は、ネットワーク関係だけでなく、情報システムそのものも扱っているもので、確認です。

○事務局 事務局より回答いたします。

行政情報ネットワークシステムという用語の使い方につきましては従来から使用してございまして、昨年からも変更はございません。

また、御質問いただいた情報システムというような広範な意味合いに変更してはどうか

というようなことについては、そのような方向で検討させていただきます。

以上になります。

○小尾委員 ありがとうございます。従来から使っているのでもいいかとも思うのですが、もし可能であれば、ネットワーク以外の審議もやっていますので、ネットワークシステムと情報システム両方に取れる言葉のほうがいいかと思いました。

○事務局 承知しました。検討いたします。ありがとうございました。

○浅羽委員長 ほかにはいかがでしょうか。

前田委員、お願いいたします。

○前田委員 1点だけ確認ですけど、従来とそう変わらないということなのですが、今年度の特徴としては、さっき御説明あったように、デジタル関連について、特に注目してやるというところが加わったということですか。

○大上参事官 御質問ありがとうございます。デジタル化の観点も、実は昨年度から引き続きにはなっておりますけれども、先般、デジタル行財政改革ということで、政権としても打ち出しているとおりに、引き続き強化をする、ますます強化をするということですので、今年度も引き続き、というふうに考えております。

○前田委員 ありがとうございました。

○浅羽委員長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、文言につきましては、今後検討する余地はありますけれども、基本的な方針につきましては、令和5年度事業選定方針及びプロセスにつきましては、本案のとおりといたしまして、今後、この方針に基づきまして取り進めていくこととさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。これで本日の監理委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

— 了 —